

景観の届出制度等を活用した景観協議

運用の工夫

国土交通省
都市局
公園緑地・景観課

目 次

- 1. 景観協議のプロセスに係る運用の工夫 3
 - 1-1 事前相談や協議による実行性の担保する
 - 1-2 景観の専門家等を交えて、個々の敷地に対する基準を判断する体制を構築する
 - 1-3 定性基準の協議に係る様々な手法を確保する

- 2. 景観計画策定及び運用の省力化に係る運用の工夫 16
 - 2-1 地域の実情に応じた景観計画の策定、運用手法の確立する
 - 2-2 人材の育成や事務量の省力化する

- 3. 様々な公益と景観協議の調整に係る運用の工夫 22
 - 3-1 様々な公益を調整する景観協議手法の確保する
 - 3-2 屋外広告物

1. 景観協議のプロセスに係る運用の工夫

1 - 1 事前相談や協議による実行性の担保する

●課題① - 1 協議期間の短さ

- 適切な景観協議をするには、届出後の協議の時間が限られていること、届出時には事業計画が固まっており計画の変更が困難な場合があることなど、事業者との協議の実効性を担保しづらいとの指摘もある。

●方向性① - 1 事前相談や協議による実行性の担保

- 事前相談の推奨や事前協議の義務化により、実効性を担保する。
- 建築計画や基本設計の段階で、事前相談や協議を通じて、当該建築等の行為に関する設計のコンセプトや景観形成基準の理解を事業者と景観行政団体間で共有する。

1-1新宿区

1-2鎌倉市

1-3小布施町

1-4神戸市

●課題① - 2 基準の判断の考え方の固定化

- 景観計画が一度策定されると、計画に定める景観形成基準等の内容が固定化され柔軟性が失われがちになる。

●方向性① - 2 景観の専門家等を交えて、個々の敷地に対する基準を判断する体制を構築する

- 景観アドバイザー等の専門家を交えた協議を行うことで、個々の敷地に対して基準を判断する体制を構築している
- 特に、重要な場所や大規模な建築物等は、景観審議会や市民の意見を聴くなど、多様な立場の意見を聴く機会を設ける
- 行政内部で判断する場合は、メインとサブの担当者をそれぞれ1名配置し、基準の解釈が固定化しないようにする

1-1新宿区

1-4神戸市

1-5墨田区

1-6茅ヶ崎市

1. 景観協議のプロセスに係る運用の工夫

●課題① - 3 定性基準を活用した協議のしにくさ

- 建築行為は、周辺景観とのバランスも踏まえ、景域全体の質的向上に資するよう、定性的な基準を協議において的確に解釈し、創造的な景観協議を積極的に進めるべきである。

●方向性① - 3 定性基準の協議に係る様々な手法を確保

- 地域資源図の配布や事前のまち歩き等を促すなどにより、事業者には地域の景観特性の理解を深めるよう仕掛ける
- 地域の景観特性や基準を解説したガイドライン等を整備、公表することにより、行政の考え方や意思を伝える。
- 景観協議の場に、地域を良く知る専門家の支援を受け、より良いものになるよう創造的に協議する。
- 景観シミュレーションや模型を活用するなど、視覚的に共有をしながら協議を進める。

2-2新宿区

2-3鎌倉市

2-4小布施町

2-5神戸市

2-7茅ヶ崎市

1. 景観協議のプロセスに係る運用の工夫

●景観法に基づく届出制度の概要

行為の届出 基本フロー

届出対象行為
(建築物の建築等)

法で必須届出行為と選択できる行為が定められている

届出

法で届け出に必要な図書が定められている

↓ 30日以内

勧告

↓ 届け出より30日以内
最大90日まで延長可能

景観行政団体の条例で特定届出対象行為を定めれば、最大90日まで延長が可能

変更命令

届出対象行為の概要

【必須届出対象行為】

- 建築物の建築等
- 工作物の建設等
- 開発行為

【選択可能な届出対象行為】

- 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 木竹の植栽又は伐採
- さんごの採取
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- 水面の埋立て又は干拓
- 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明
- 火入れ

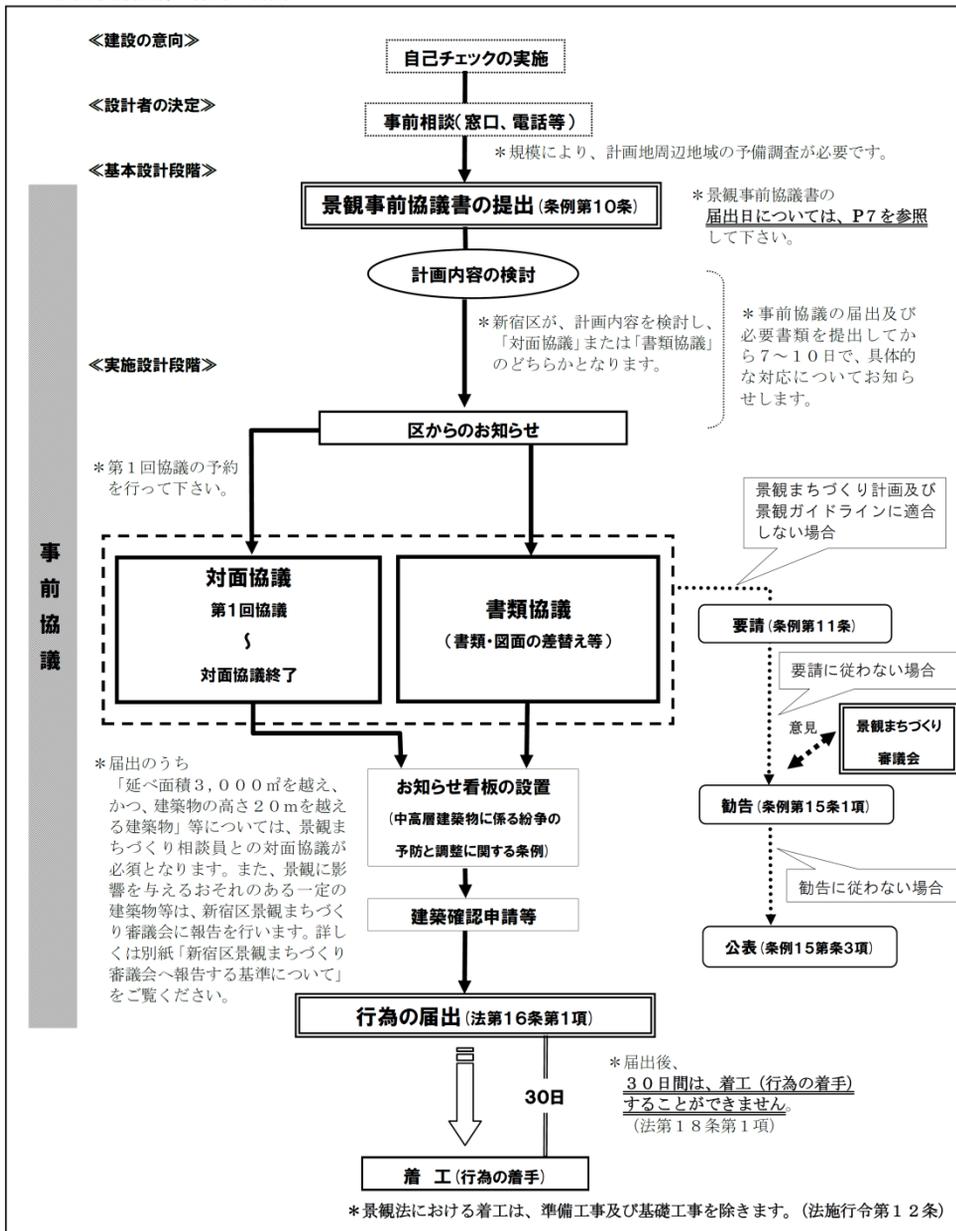
1. 景観協議のプロセスに係る運用の工夫

届出に必要な図書

- ①建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺1：2500以上のもの
- ②当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ③敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺1：100以上のもの
- ④建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺1：50以上のもの
- ⑤その他景観行政団体が条例で定める図書 等

- 景観法に基づく届出の前に、景観事前協議を義務付けている。
- 協議の時期は、「確認申請等の60日前または行為の届出の60日前のどちらか早い方」等と定めている
- 「延べ面積3,000㎡を越え、かつ、建築物の高さ20mを越える建築物」等については、景観まちづくり相談員との対面協議を必須としている。

<1>景観事前協議～行為の届出まで



■協議図書①：景観形成計画書

- 新宿区景観形成ガイドライン及び現地調査等により、当該計画地の地域特性を事前に確認していただき、その地域特性を踏まえて、計画にどう活かすかを説明していただく書類です。

■新宿区景観形成ガイドラインは、新宿区景観まちづくり計画に基づく指針として、区全域を72エリアに分け、それぞれエリアごとに景観特性、景観形成の目標、景観形成の方針を示したものです。

景観を読み解く

1. 台地と谷地をつなぐ南北の道沿いの見通し

新宿通りの通る台地から、北側の靖国通りへ向かって下っていく直線の街路は、西谷北エリアの主要街路で、見通しの良さが特徴です。さらに斜面に沿って下れば下るほど傾斜が急になるため、まっすぐだった視線が、徐々に下の方を向くように変化することによって、当エリアの大まかな地形が体験できます。



靖国通り沿いの田舎風の建物まで視線が伸びる。

2. 坂上を見晴らし

南北方向の街路の途中で勾配が強く坂が急になるところや、さらに沿道の眼下に寺社等のオープンスペースがあるところでは、視界が急に開けます。こうした視界の広い眺めを持つ視点がエリア内に点在しています。



寺社境内の向こうに基地の建物が見える。

3. 等高線に沿う東西方向の見通し

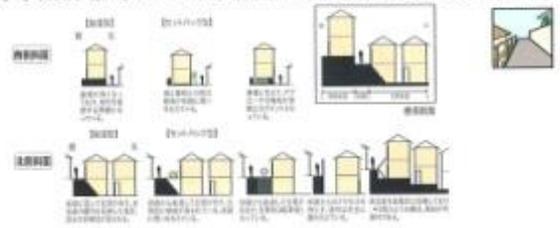
南北方向の街路と直交して、エリアを東西方向につらぬく街路が、等高線に沿い、まっすぐ長く伸びています。視点は常に一定の高さで変わらず、見通しはよく、遠く横りのエリアまで見えるほどの長い見通しを持ちます。



視界は狭いが、まっすぐで遠くまで見通せる。

4. 左右非対称なまちなみ

斜面の等高線に沿って走る東西方向の街路は、片方は道路面より高く、他方は高くなっています。そのため、様々なパターンをもつ左右非対称の特徴的な景観が展開していきます。



※左右非対称を演出する要素



左側のフェンスと右側の石造の基礎などが左右の高低を際立たせている。

段差を取り込んだ路地。

5. 外苑東通り沿道の鋭角地における個性ある景観

江戸時代から引き継がれてきた街区を、昭和8(1933)年になってきた幹線道路がななめに横切っているため、鋭角の角地がたくさん見られます。その角地にあわせて建つ建物は自然と人の視線を集め、個性的な景観を演出しています。



(左) まちを斜めに横切る道路により生まれる個性ある景観。
(右) まちが田舎3丁目と建物の外苑東通りが通らないうち(大正11(1922)年) 出典「現地調査報告書」2010.1の地図。

- 鎌倉市景観計画に位置付けた特定地区では、法に基づく届出の前に、地元協議会への意見聴取を義務付けている。



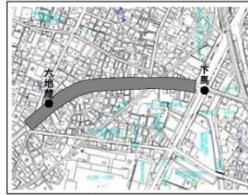
由比ガ浜通り地区のまち並み

～鎌倉市都市景観条例に基づく景観形成地区内行為届出書の提出にあたって～

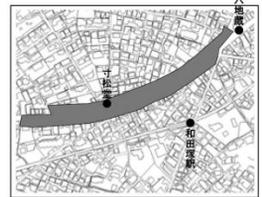
事業者の皆様へ

由比ガ浜通り地区、由比ガ浜中央地区では届出前に協議会との協議が必要です

鎌倉市都市景観条例の改正（平成20年2月1日施行）により、次の2地区において建築行為等を行う際には、市に届出を行う前に地元景観形成協議会の意見を聴くことが義務づけられました。（条例第20条第4項、条例施行規則第11条/裏面に詳細）

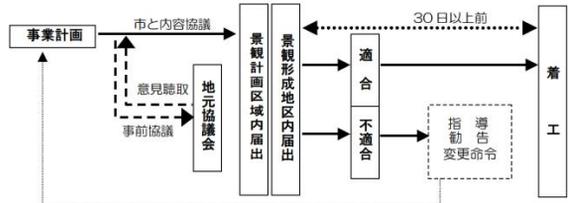


◇由比ガ浜通り地区（由比ガ浜一丁目・二丁目、御成町：下馬から六地藏までの道路境界から5mの範囲。敷地の一部がこの範囲内にある建築物を含む。）



◇由比ガ浜中央地区（由比ガ浜一丁目、三丁目、笹目町：道路境界から5mの範囲。敷地の一部がこの範囲内にある建築物を含む。）

■事前協議の手続き



*事前協議に必要な図面（詳細は別紙参照）

- ・付近見取図
- ・配線図
- ・現況カラー写真
- ・その他、行為の状況が分かる図面（各階平面図、各面立面図など。広告物の場合は最近図など）

■景観形成協議会の連絡先

- ・由比ガ浜通り（下馬～六地藏）景観形成協議会
会長代理 菊一 公明
鎌倉市由比ガ浜一丁目3-7（菊一伊助商店内）
TEL：0467-23-0122/FAX: 0467-25-5904
- ・由比ガ浜中央景観形成協議会
会長 中丸 憲治
鎌倉市笹目町6-8（中丸商店内）
TEL/FAX：0467-22-1607



市の窓口：鎌倉市役所景観部都市景観課 TEL:0467-61-3477/FAX:0467-23-3247

- 地元協議会の意見聴取に際して、地元建築家集団である（一社）ひと・まち・鎌倉ネットワーク（景観整備機構に指定）が、技術的なサポートを実施している。



図 協議の様子

【写真提供：鎌倉市】

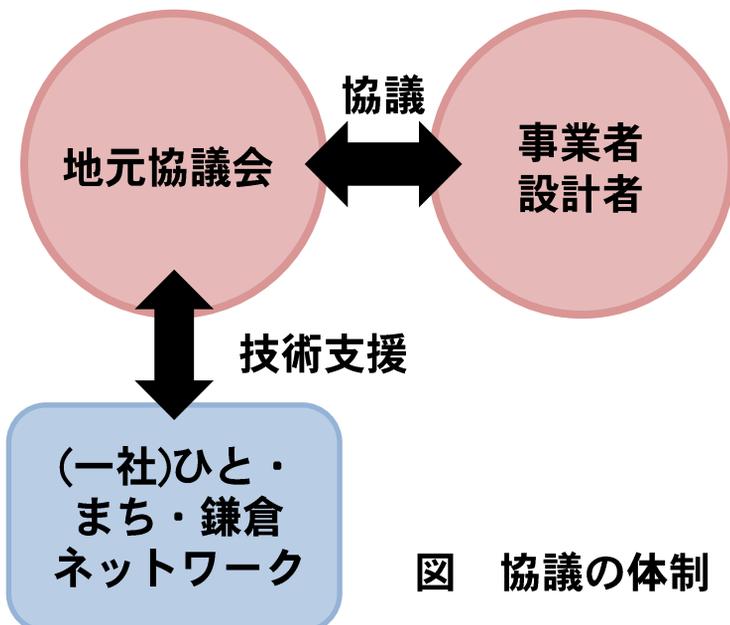
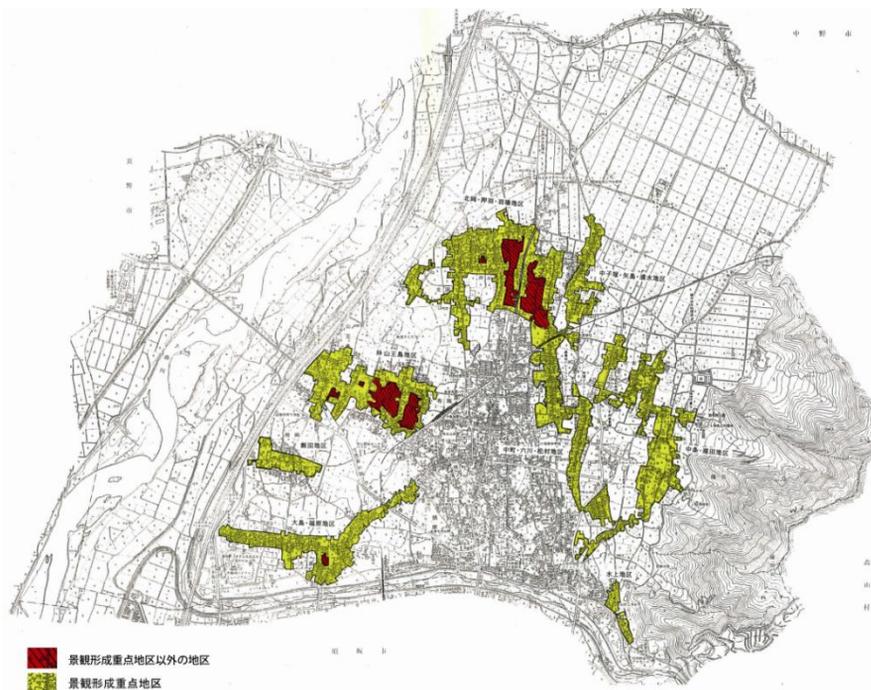
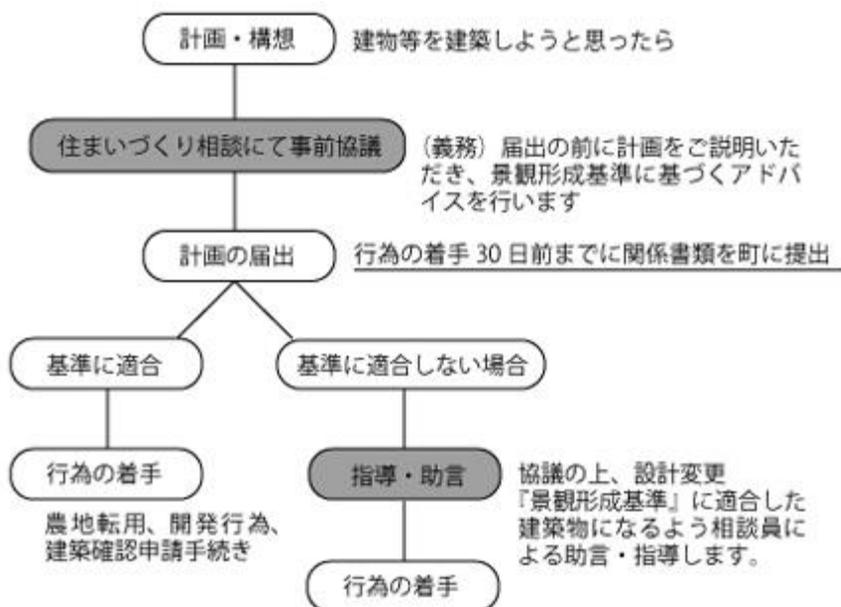


図 協議の体制

- 小布施町では、景観形成重点地区（8地区、市街化調整区域で開発許可の指定を受け、開発許可基準を緩和し、住宅等の建築を認める地区）で建築物の建築を行う場合は、住まいづくり相談（事前協議）を義務付けている。



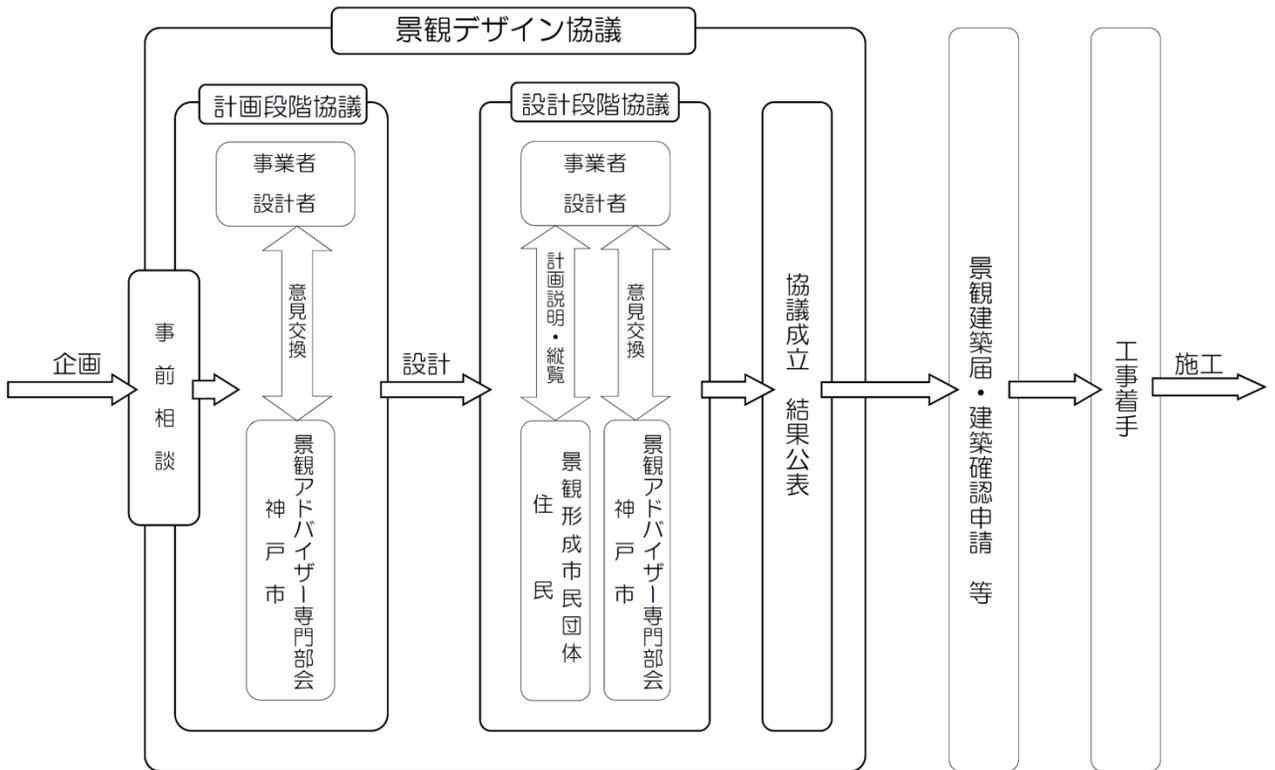
景観形成重点地区に位置（図中の黄色）



※ できるだけ、計画・構想の段階に設計者とお施主さまが一緒にお越しください。
 ※ 住まいづくり相談は、毎月第3水曜日に実施しております。

行為の届出・協議のフロー

- 神戸市では、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるため、景観に与える影響が特に大きい建築行為について、法に基づく届出等の手続きに先立ち、(1) 計画段階、(2) 設計段階の2段階で、神戸市と良好な景観の形成に関する協議（景観デザイン協議）を行っている。



行為の届出・協議のフロー

- 景観デザイン協議は、景観アドバイザー専門部会で意見交換を実施し、神戸市はその結果を踏まえて意見を通知する。
- 協議の透明性を確保するため、設計段階の協議では図面等の公開、専門部会は公開され、協議経過が公表される。

計画の概要

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
神戸市中央区磯上通2丁目2番21号
森本倉庫株式会社 代表取締役社長 森本 啓久
- 2 設計者の氏名及び住所
大阪市中央区本町4丁目1番13号
株式会社竹中工務店 大阪一級建築士事務所 川合 智明
- 3 計画名称
森本倉庫三宮ビル北館
- 4 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区小野柄通7丁目304番
 - (2) 敷地面積 約1,880.35平方メートル
 - (3) 建築面積 約1,350平方メートル
 - (4) 延べ面積 約19,000平方メートル
 - (5) 高さ 約65メートル
 - (6) 構造 R C、S造
 - (7) 階数 地上13階 地下2階
 - (8) 建物用途 店舗、事務所



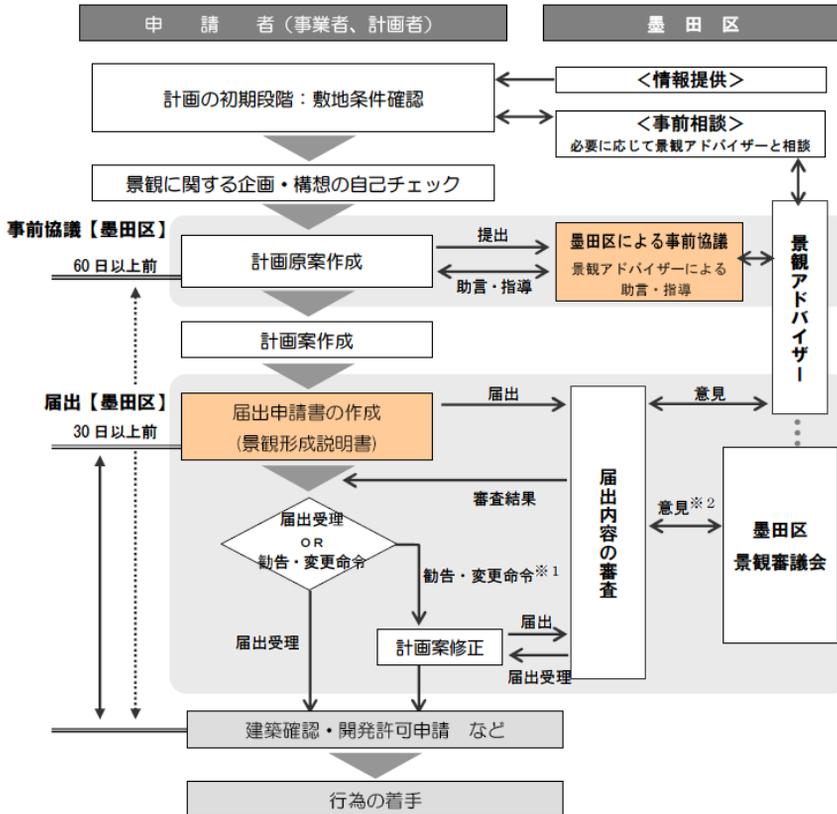
完成予想図

協議の経過及び内容（計画段階）

1. 計画段階デザイン協議の申出年月日
平成25年4月5日
2. 景観アドバイザー専門部会の開催年月日
平成25年4月12日
3. 良好な景観の形成に関する意見を神戸市長から通知した年月日及び内容
平成25年4月22日
 - ①南北の動線について工夫されているが、北館と南館との間のまちかど空間において、オープンスペースやポケットパーク等の演出を図るなど、にぎわいの創出について配慮してください。
 - ②既設の南館と対を成すような景観づくりを計画されている点は評価できるので、まちづくり協議会、市と一体となり、歩道と敷設空間を一体化した楽しい空間づくりに留意してください。
4. 神戸市長からの意見に対する景観影響建築行為予定者からの回答年月日及び内容
平成25年5月1日
 - ①北館の南館側にも北側と同様のピロティ等の軒下空間を計画し、地下1階の三層ネットワークを実現する地下の歩行者通路の出入口を設置するなどオープンスペースを魅力化してにぎわいの創出について配慮していきます。
 - ②三ノ宮南まちづくり協議会の取り組みのひとつである「歩いて楽しいまちづくり」の実現のため、協議会を通じて南北を結ぶ葺合南54号線や東西を結ぶ葺合南37号線の整備を実現すべく市と一体となり協議を進めてまいります。また歩道と敷設空間を一体化した楽しい空間を実現するため地下街の給排気塔の改良について市のご協力をお願いします。

公表された協議経過の例

- 景観条例で景観アドバイザーを位置づけており、区のまちづくりに詳しい建築家や墨田区景観計画の基準に詳しい環境色彩の専門家の2名が任命されている。
- 景観アドバイザーは2回／月の頻度で基準の解釈などの助言・指導を行っており、協議の質の向上に寄与している。



区の公共施設も事前協議の対象であり、小学校の改修工事の案件では、景観アドバイザーと担当者が現地調査を行った上で、外観の色彩を周辺の街並みとの調和の観点から、落ち着いたあるベージュ系の色彩に変更された。

- 茅ヶ崎市では、合成写真や模型、バルーン等を用い、想定される状況を模擬的に作り出し、周辺に与える景観の影響を検証している。
- 模擬実験では、富士山への眺望や市街地を見下ろす眺望等の目的に応じた例示をしており、その対象となるポイントも公園や通り、歩道橋等が明示されている。

景観模擬実験の例

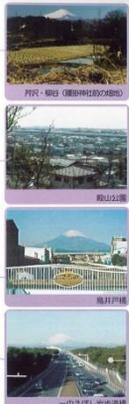
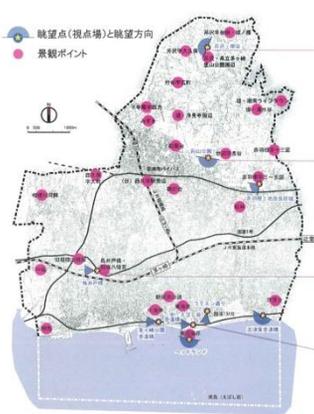


眺望点からの富士山の景観を保全するため、景観模擬実験の結果を考慮し建築物の高さを抑えた設計とした。

眺望点からの景観を保全するため、景観模擬実験の結果を考慮し、写真中心部の建築物の屋根の色彩を周辺と調和するものとした。

工作物の設置位置が景観重要建造物の指定時に設定した視点場の真後ろとなるため、景観模擬実験の結果を考慮し、設置位置を移動し視点場の保全を図った。

景観の連続性を保つため、景観模擬実験の結果を考慮し、建築物の色彩を周辺の建築物と調和するものとした。



バルーンを上げて想定される規模や形態を把握している様子 (写真提供：茅ヶ崎市)

2. 景観行政を行う際の省力化の方法

2 - 1 事前相談や協議による実行性の担保する

●課題② - 1 景観計画策定の検討団体数の減少

- 景観計画策定団体数はゆるやかな増加傾向が続いているが、新たに景観計画の策定を検討する自治体数は減少傾向にある。

●方向性② - 1 地域の実情に応じた景観計画の策定、運用手法の確立する

- 景観計画区域を特定の地域に限定したり、段階的に景観計画区域を拡大したり、届出対象行為・規模を絞り込むなどして、地域の実情に応じた対策が考えられる。

2-1近江八幡

2-2宇部市

2-3小布施町

2-4東川町

●課題② - 2 景観協議を担う人材の少なさ

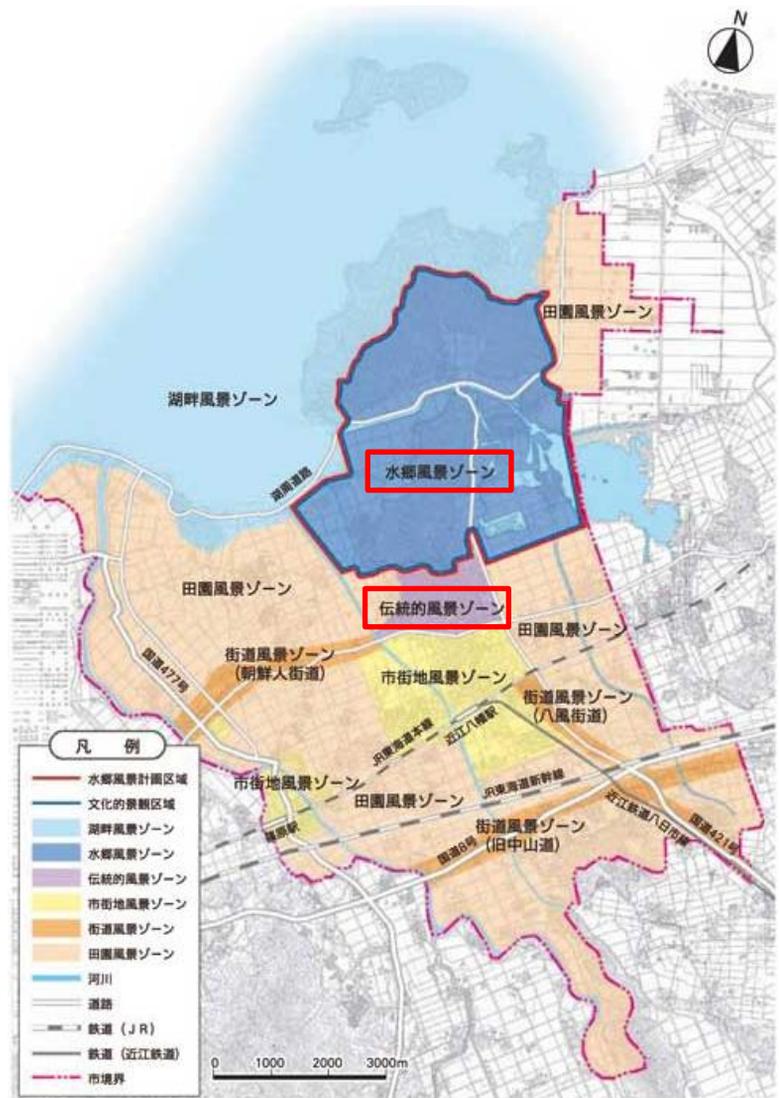
- 景観行政に関して、建築や都市計画だけでなく自然を含めた土地利用全体の観点から幅広く専門性の高い知識を有する専門職が必要である。

●方向性② - 2 人材の育成や事務量の省力化する

- 行政担当者や専門家の育成、確保を図り、継続性、一貫性のある景観行政の促進を図ることが重要である。
- 規格化された工作物のうち、景観形成基準に適合した形態・意匠のものは、設置者と協定を締結した上で、届出対象行為から除外することで、事務量の省力化が図られる。

2-5滋賀県

- 主要な地域のみでの景観形成を目的に、エリアを特化した計画の策定、運用
- 風景づくり条例に基づいた6ゾーンの計画を定めることとし、平成17年に水郷風景ゾーンの基本計画「水郷風景計画」を、平成19年に伝統的風景ゾーンの基本計画「伝統的風景計画」を策定し、施行・運用。
- 段階的に計画策定を想定

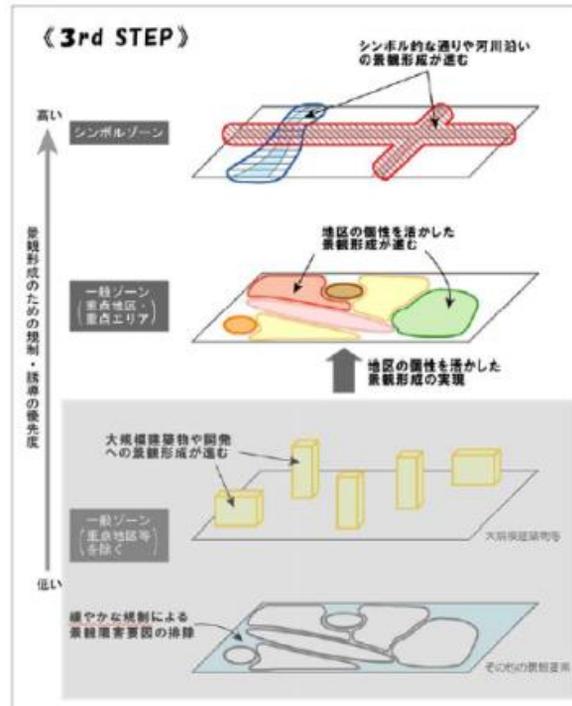
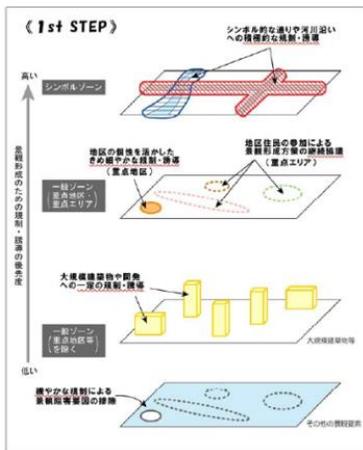
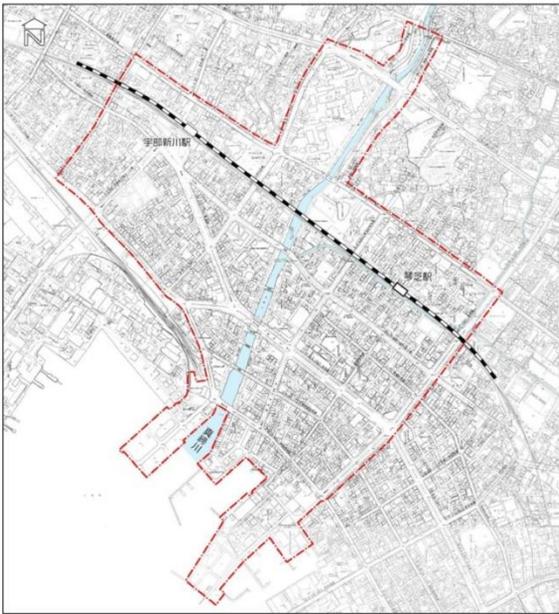


【出典：近江八幡市水郷風景計画、伝統的風景計画】

②-1 地域の実情に応じた景観計画の策定、 運用手法の確立

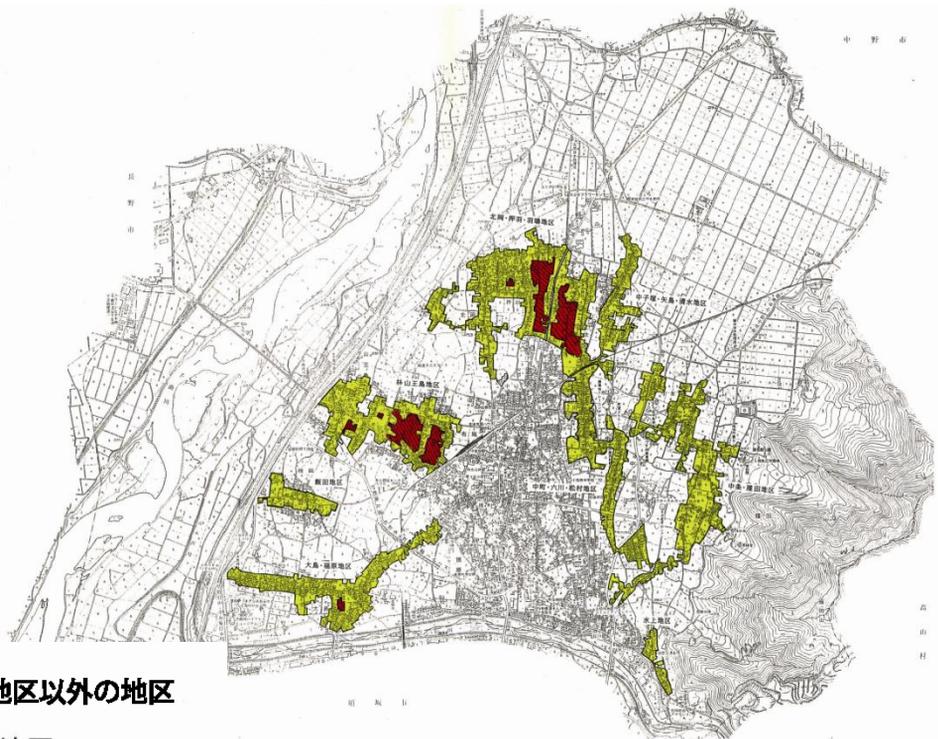
2-2 宇部市

- 中心市街地の活性化を目的に、中活エリアを包含する駅周辺のみを対象とする計画を運用
- エリアに特化した区域を対象に、区域区分毎の基準の差別化、国道や河川の景観重要公共施設の指定、屋外広告物の誘導等を実施
- 活性化に向けた、景観形成（まちづくり）の考え方のステップを提示



【出典：宇部市景観計画】

- 地域の活力低下等を解消することを目的に、市街化調整区域の開発許可の指定地区を重点的に対応した景観計画を運用
- 全町を景観計画区域とし、市街化調整区域の農業集落のうち、県知事から「開発基準を緩和する地区として指定を受けた地区」を景観形成重点地区（8地区）に指定し、住まいづくり相談（事前協議）を義務付けている。



景観形成重点地区以外の地区
景観形成重点地区

【出典：小布施町景観計画】

●風力発電設置の位置や高さ等の調整をした事例

- 全町を景観計画区域とし、木竹の伐採の届出規模を、公有林及び地域森林計画対象民有林以外の50㎡以上の面積の樹林地及び並木の伐採を対象に設定。



【出典：東川町景観計画】

- 滋賀県は、関西電力滋賀支店と、滋賀県の景観を維持および形成することを目的として景観に関する協定を締結し、スムーズな事業推進と審査事務の簡略化を図っている

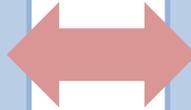
【関西電力滋賀支店】

- 工作物（送電鉄塔等）を新設、改築等する際には、自主的に滋賀県景観計画の基準に配慮（焦茶色の塗装とするなど）し、その履行について確認するため県に事前協議を行う

【滋賀県】

- これらの行為を、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則第八条第十号に規定にする「知事が景観形成上支障のないものとして特に認める行為」として適用する

【協定】



- 協定に定める行為は、景観法に基づく届出や30日間の行為の着手制限の必要なく施工することが可能になる。



- 滋賀県にとっては、事前協議制度に基づく行為における自主的な景観への配慮のほか、審査事務の簡略化も可能となっている。

3. 様々な公益と景観協議の調整

3 - 1 事前相談や協議による実行性の担保する

●課題③ - 1 ICT技術の進展や自然再生エネルギーの活用と景観形成の調整

- ICT技術の進展や自然再生エネルギーの活用など、景観以外の公益の観点から、携帯電話会社の中継アンテナや太陽光発電施設、風力発電施設の増加等に起因する景観上の課題が顕在化。

●方向性③ - 1 様々な公益を調整する景観協議手法の確保する

- 地域の実情に応じ、景観やそれ以外の様々な公益を総合的に判断し、景観上支障となり得る既存の施設等について、将来の更新に備えて予め景観計画を見直す等、地域の実情に応じて、事前の対策を講じることも考えられる

3-1福島県

3-2島根県

3-3富士宮市

3-4秦野市

3-5南丹市

3-6横浜町

3-7稚内市

●課題③ - 2 違反広告物の適正化と維持管理

- 違反広告物等が多く見られ、屋外広告物条例に基づき一旦設置が許可されると、その後適切に管理されずに放置される場合もある

●方向性③ - 2 屋外広告物による景観形成

- 引き続き、違反広告物等の改善を積極的に進めるとともに、その適切な維持管理を含めて屋外広告物の適正化を図る必要がある。

3-8小田原市

3-9富士宮市

- 福島県では、磐梯山・猪苗代湖周辺を景観条例に基づく重点地域に指定し、磐梯山や猪苗代湖等への眺望に配慮した景観づくりなどに取り組んでいる。
- 眺望景観に配慮した無電柱化の実施、視点場の環境整備など、行政が先導的に公共施設の景観形成に取り組んでいる。



磐越自動車道 I C を降り、国道49号に合流する堅田交差点は、電線類が猪苗代湖への眺めを遮っていた。

【写真提供：福島県】



整備後、電線類が地中化され、猪苗代湖まですっきりと見渡せるようになった。

●風力発電設置の位置や高さ等の調整をした事例

- 出雲市に計画された風力発電施設について、隣接市である松江市より、夕日スポットから見え、眺望景観に強い影響を及ぼすことから、見えないようにという意見が出され、風力発電施設の位置の変更や高さ等の調整を実施



夕日スポット(松江市)



【出典：島根県都市計画課景観政策室作成資料】

ふるさと島根の景観づくり条例に基づき、事前協議書の提出

景観への影響が大きいことから、景観審議会に諮る

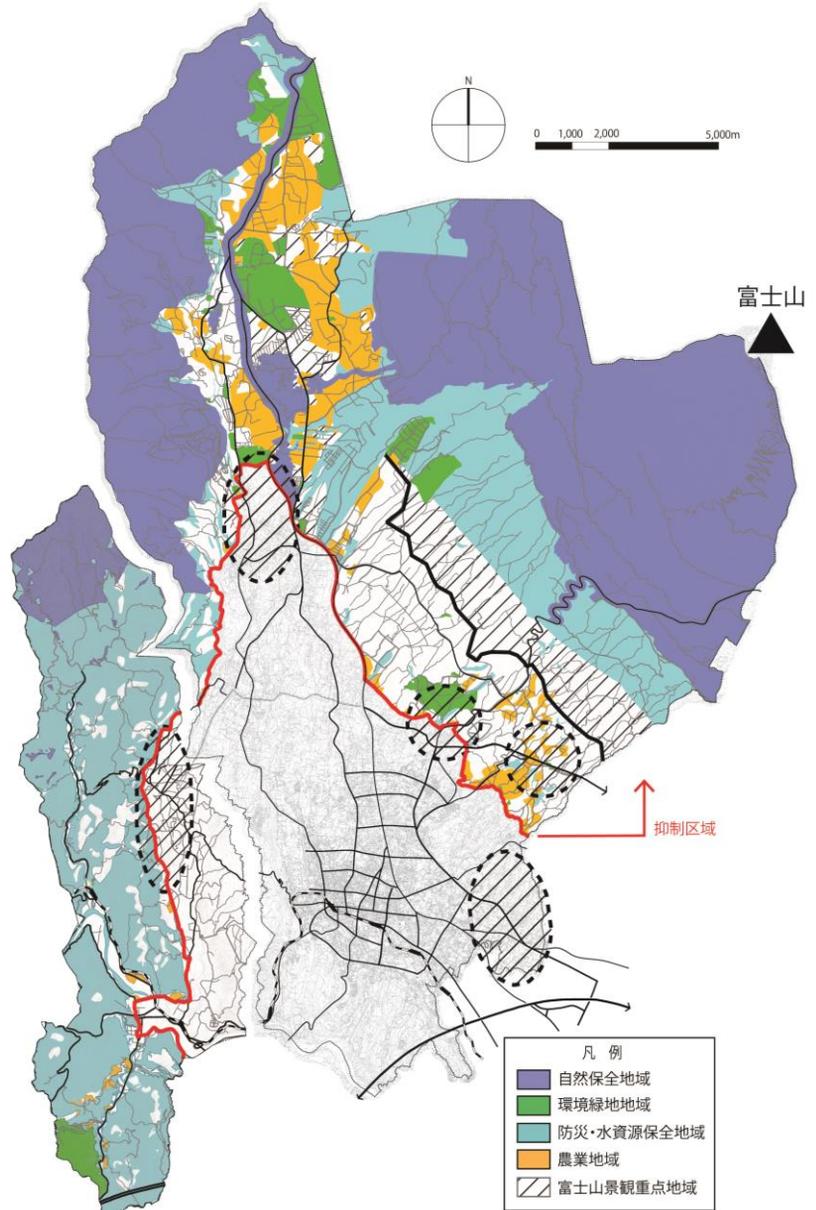
風車が設置される出雲市、周辺市町村である松江市及び斐川町へ意見照会

現地調査及び4回の審議を踏まえ、審議会より施設の位置や規模、配置について見直しの必要性、特に夕日スポットの眺望は十分検討が必要、と答申

- 富士山の景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全・形成と再生可能エネルギーの利用との調和を図るため、「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を施行（2015年07月01日）
- 事業着手の60日前までに市長への届出と同意申請が必要。抑制区域は、原則、市長は同意しない。

【抑制区域】

- ・ 地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。
- ・ 豊かな自然環境が保たれ、学術上必要な自然環境を有していること。
- ・ 歴史的又は郷土的な特色を有していること。



●対象となる再生可能エネルギー発電設備の設置事業

◆大規模な太陽光発電設備

- 土地に自立して設置する太陽電池モジュールの面積の合計が1,000平方メートルを超える太陽光発電設備(ただし、建築物の屋根・屋上に設置するものを除く。)

◆風力発電設備

- 高さ10mを超える風力発電設備



●再生可能エネルギー発電設備の基準（抜粋）

項目	基準
色彩	・太陽光パネル(太陽電池モジュール)の色彩は、屋根などと一体に見える明度・彩度が低いものか、黒色、濃紺色などで光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用しましょう。
設置位置など	・尾根線上、丘陵地又は高台での設置は避けましょう。 ・歩行者や周辺の景観へ影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退させ、必要に応じて植栽などにより目立たないようにしましょう。 ・主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにしましょう <div style="text-align: center;"> <p><例示></p> </div>
付属設備など	・パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用しましょう。

- 電気事業者と協議し、景観への影響が大きい工作物を景観に配慮した色彩への塗替えを実施している。



丹沢の眺望に配慮した色彩に鉄塔を塗り替えた事例

表 建築物の外壁または工作物表面の基調色の基準

色相など	市街化区域				市街化調整区域			
	外壁		屋根		外壁		屋根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
有彩色 YR (黄赤) から5Y (黄) までの色相	—	6以下	7以下	6以下	3以上 8以下	4以下	7以下	4以下
R (赤) 及び5Y (黄) から10Yまでの色相	—	3以下	7以下	3以下	3以上 8以下	2以下	7以下	2以下
その他の色相	—	2以下	7以下	2以下	3以上 8以下	1以下	7以下	1以下
無彩色 (N)	—	—	7以下	—	3以上 8以下	—	7以下	—

図 彩度の基準と色相の関係

R (赤) : 彩度3以下 YR (黄赤) ~ 5Y (黄) : 彩度6以下
※ 5Yを含む

5Y~10Y (黄) : 彩度3以下

5GY~10RP : 彩度2以下

図 彩度の基準と色相の関係

R (赤) : 彩度2以下 YR (黄赤) ~ 5Y (黄) : 彩度4以下
※ 5Yを含む

5Y~10Y (黄) : 彩度2以下

5GY~10RP : 彩度1以下

景観計画に定める色彩基準

【出典：秦野市景観計画】

- 携帯電話通信用鉄塔を茶色に塗装することにより、周辺の自然景観との調和を図っている。

■電気供給施設等の景観形成基準（抜粋）

鉄柱、コンクリート柱その他の設備は茶色等の落ち着いた色彩に塗装するとともに設置場所についても考慮し、周辺の景観に配慮した設置方法とすること。ただし、塗装が困難と認められる設備への色彩の塗装は、除くことができる。

【出典：南丹市景観計画】



【写真出典：平成23年度
地方公共団体アンケート
（景観形成の取組に関する調査）】

周囲の自然景観と調和させるため、茶色等の落ち着いた色彩に塗装した事例

- 横浜町では、小型風力発電（20kw未満）施設の建設にあたって、ガイドラインを作成し、建設等にあたっての基準や調整手続き等を定め、景観の誘導を図っている。
- 小型風力発電は、直径16m以下、受風面積が200㎡未満と、国際電気標準会議（IEC）で定義されている。
- 青森県下では、横浜町以外にも複数の自治体において同様のガイドラインを作成し、景観誘導を図っている。

●建設等にあたっての基準（抜粋）

項目	基準
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。 ・風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。 ・事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講じるものとする。 ・事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。
文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

●ガイドラインによる調整手順

事業説明

- ・風力発電施設等の概要を計画した段階で、関係住民、公的機関及び関連団体に事業説明をする

事業説明結果の報告

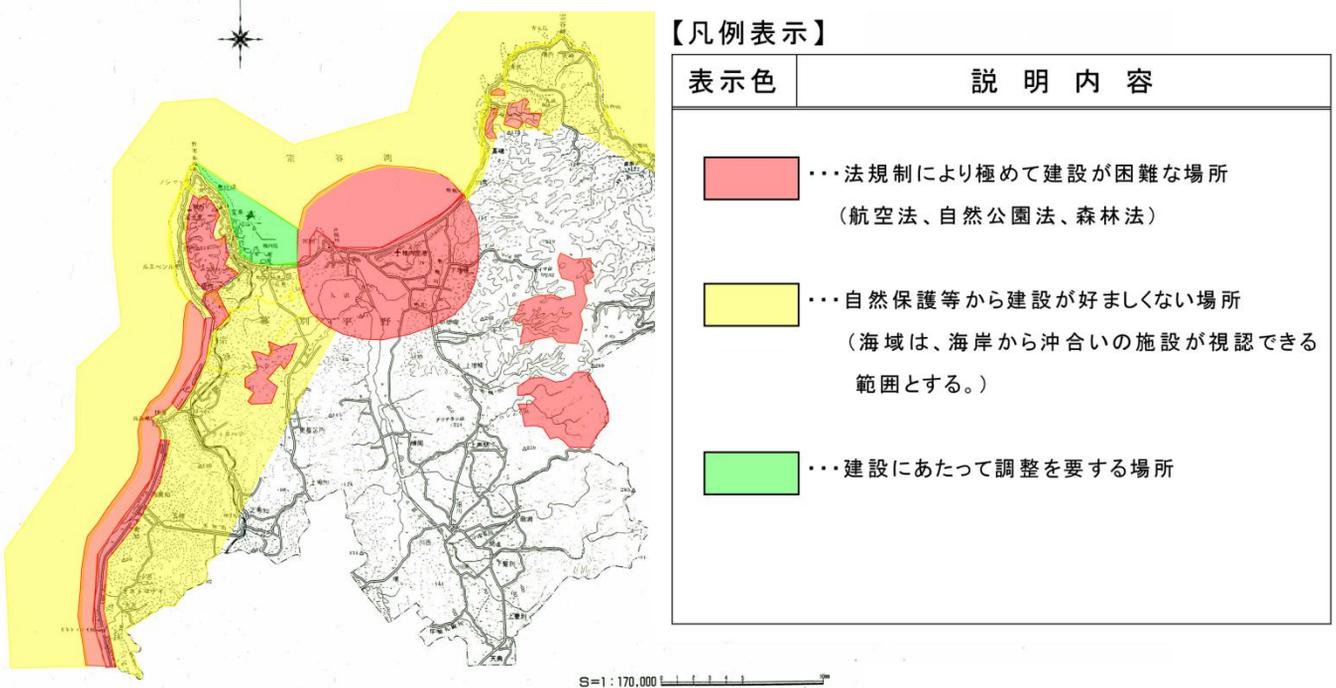
- ・説明会等の実施結果について、随時、町に報告する

ガイドラインに基づき、資料を提出する

- ・居住者からの風力発電施設建設等の同意書又は承諾書(写) など

- 稚内市では、風力発電施設の建設にあたって、ガイドラインを作成し、建設等にあたっての基準や調整手続き等を定め、景観の誘導を図っている。
- 建設にあたっては、景観に関する事前調査も実施し、その結果を公的機関や住民等へ説明し、建設後も調査を実施して、報告することを位置づけている。

風力発電施設建設ガイドラインマップ



●ガイドラインによる調整手順

事業調査の実施

- ・建設前の景観調査
(民家や公園、道路など主たる眺望地点から)

など

事前説明会の実施

- ・関係する公的機関への事業計画説明
- ・近隣住民及び漁業・農業組合等への事業計画説明

など

事後調査と報告

- ・建設後の景観調査
(民家や公園、道路など主たる眺望地点から)

など

- 小田原市では、屋外広告物条例を制定し、景観計画で定めると景観計画重点区域ごとに許可を要する広告物及び基準を定めている。
- 小田原駅周辺地区では、高明度の色彩を制限し、駅前広場等から望見できる公共性の高い区域での表示・掲出の配慮を求めている。



整備前



整備後



整備前



整備後

- 富士宮市朝霧地区では、住民、観光事業者、NPO、行政が連携し「朝霧景観形成ワークショップ会議」を平成17年度に組織し、良好な景観の形成を契機とした地域のイメージアップや活性化に向けた活動を展開してきた。
- 本会議と地権者の協力により、老朽化等により美観を損ねている広告物の撤去と集合化を実施した。



従前の広告物の様子



広告物を撤去し、集合化が図られた

【写真提供：富士宮市】

景観の届出制度等を活用した景観協議 運用の工夫

発行日：平成29年3月（初版）

発行・編集：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

TEL：03-5253-8111（内線32984）

03-5253-8954（直通）

HP：<http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/index.html>